



建築第 857 号
平成 26 年 3 月 11 日

公益社団法人徳島県宅地建物取引業協会 会長 殿

徳島県県土整備部
住宅課建築指導室長



民間建築物に対するアスベスト調査等に係る支援制度の周知について（依頼）

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日ごろは、本県の建築指導行政に格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本県においては、民間建築物の吹付けアスベスト等の含有調査及び除去を促進することにより、アスベストの飛散を防止し、県民の安全・安心を確保する目的で、平成 17 年度に「徳島県民間建築物アスベスト調査・除去工事補助事業」を創設し、民間建築物所有者が行うアスベスト含有調査や除去工事について補助を行う市町村に対し、支援を実施してきたところであります。

建築物に使用されている吹付けアスベスト等については、通常の使用状態において露出しない場合であっても、増改築工事や解体工事等において空気中に飛散するおそれがあり、含有調査を通じた建築物における使用状況の把握や、除去工事等の対策が喫緊の課題となっております。

このため、補助事業のさらに一層の周知を図り、多くの民間建築物所有者にご活用頂くことで、民間建築物のアスベスト対策を促進していく必要があると考えております。

つきましては、年度末のお忙しい中、恐縮ではございますが、別添の関係資料により、貴団体における会員や関係者の皆様に、補助事業についてご周知いただけますよう、お願い申し上げます。

担当：徳島県県土整備部住宅課建築指導室
指導・宅建担当 藤本、尾形
電話：088-621-2595